

工事請負契約における「中間前金払制度」の導入及び「前金払制度」改正について
令和 4 年 3 月
広尾町

本町において、公共工事の円滑な施工確保に関し、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工を図ることができるよう、下記のとおり「前金払制度」の改正及び「中間前金払制度」を導入することとしましたのでお知らせします。

記

1 前金払制度の改正について

(1) 改正内容

内 容	現 行	改 正
前金払の支払限度額(1 億円) の撤廃及び端数整理の改正	前金払： 契約金額の 10 分 4 以内、 <u>限度額 1 億円</u> <u>100 万円</u> 未満切り捨て	前金払： 契約金額の 10 分 4 以内、 _____ (削除) <u>10 万円</u> 未満切り捨て

2 中間前金払制度の導入について

(1) 制度の目的

建設業を取り巻く環境は依然として厳しい状況の中、受注者の資金確保の円滑化を図り、公共工事の適正な施工に資するもの。

(2) 対象となる工事

本町が発注する建設工事のうち前払金を支出したものが対象となります。

※ 前払金対象要件は契約金額が 2 5 0 万円以上の工事が対象です。

(3) 中間前払金の額

契約金額の 10 分の 2 以内とします。

※ 当初の前払金と合せて契約金額の 10 分の 6 を超えることはできません。

(4) 認定要件

当初の前払金を受領していることを前提として、以下の要件に該当していることが必要となります。

① 工期の 2 分の 1 を経過していること。

② 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。

③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当すること。

(5) 支払条件

公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 条）の規定に基づく保証事業会社の間前払に関する保証証書を寄託すること。

(6) 中間前払金と部分払の選択

部分払を認める工事において、中間前払金を受けるか、部分払を受けるか選択することとなります。（選択後は変更することはできません。）

ただし、中間前金払を選択した場合でも、複数年度にわたる契約における各会計年度末（最終の会計年度を除きます。）の部分払いに限っては行うことができます。

3 施行月日 令和 4 年 4 月 1 日